

4教生 第389号
令和4年11月1日

保護者 各位
生徒 各位

西郷村教育委員会教育長 秋山 充司
(公印省略)

令和4年度西郷村人材育成基金奨学金の貸与について (通知)

立冬の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、標記の件について、西郷村教育委員会では家庭事情や経済的な理由により進学、修学の困難な方へ、入学時一時金の貸与を行います。

つきましては、令和5年4月に進学予定で、奨学金をご希望される方は下記及び別紙をご参照の上、申請様式により西郷村文化センター内生涯学習課までお申し込みください。

記

- 1 対象生徒 西郷村内に住所を有し、令和5年3月に卒業見込の高校生
※保護者のみが住所を有する場合も対象となります。
※その他の対象要件については、別紙募集要項をご覧ください。
- 2 貸与額 大学・短大・専修学校等 (進学予定先) 500,000円以内
- 3 募集人数 10名程度
- 4 募集期間 令和4年11月14日 (月) ~ 12月23日 (金)
※土日祝日を除く午前8時30分~午後5時15分
- 5 受付場所 西郷村文化センター内 生涯学習課
- 6 その他 就職時の参考として、村内に定住し、かつ村内事業所への就職者等を対象に「西郷村若者定住・雇用促進事業 (奨学金返還支援事業)」を実施しております。詳細は、産業振興課へお問合せください。

事務担当：西郷村教育委員会生涯学習課 電話 25-2371

西郷村人材育成基金奨学金

入学時一時金の貸与の募集について

西郷村教育委員会では、能力があるにもかかわらず、家庭事情や経済的な理由により高等学校や大学等への進学が困難な方へ入学時一時金を貸与することで、教育の機会均等を図り、有望な人材を育成することを目的として奨学生の募集を行います。

●対象者

- (1) 品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること
- (2) 経済的理由により借受けを必要とする者であること
- (3) 国・県または他の団体等から入学時一時金の奨学資金の貸与を受けていないこと
- (4) 高等学校、高等専門学校、大学、短大、専修学校等への進学のある意思があること
- (5) 本人またはその保護者が村内に住所を有すること
- (6) 本人またはその保護者及び連帯保証人に税金の滞納が無いこと
- (7) 特に教育長が必要と認める事項

●貸与額

- ・高等学校・高等専門学校（進学予定先） 300,000円以内
- ・大学・短大・専修学校等（進学予定先） 500,000円以内

●返済期間・返済金額

- ・高等学校・高等専門学校 月5,000円 返済期間（最大）5年
- ・大学・短大・専修学校等 月5,000円 返済期間（最大）8年4ヶ月

※返済にあたり、利息は付しません。また、返済期間は貸与金額によって異なります。

●募集人数

- ・高等学校・高等専門学校 10名程度
- ・大学・短大・専修学校等 10名程度

●募集期間

令和4年11月14日（月）～12月23日（金）

※土日祝日を除く8時30分～17時15分まで受け付けております。

●受付場所

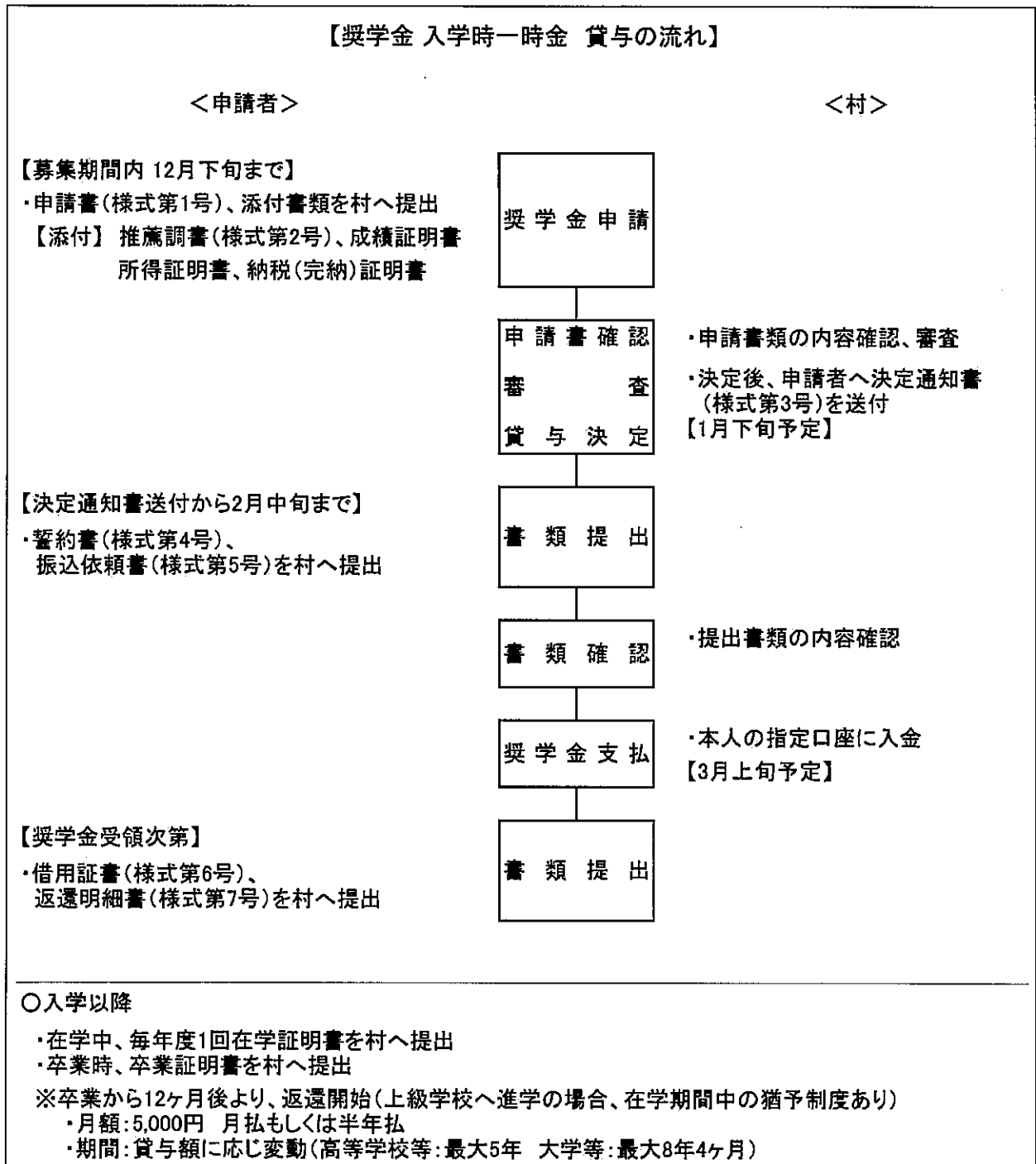
西郷村文化センター内 教育委員会 生涯学習課

●必要提出書類

- (1) 奨学資金申請書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号、在学期間記載）
- (3) 成績証明書（在学期間発行）
- (4) 保護者または生計を維持する者の前年の所得証明書（村税務課で取得可能）
- (5) 保護者及び連帯保証人の前年の村税の完納証明書または納税証明書
（所在地の税務担当課で取得可能）

- 貸与予定時期 令和5年3月上旬
(申請から貸与までの流れについては下記をご覧ください)

●その他
この奨学金制度は、入学時一時金として、令和5年4月に高等学校、大学等へ入学予定の方を対象としております。



<お問い合わせ> 教育委員会 生涯学習課 電話：0248-25-2371